

生き残りをかけた海外進出!

海外への進出を検討されている皆様へ

進出にあたって注意すべき課題をお伝えします!

海外進出! その目的は?

生き残りをかける日本企業。その生き残りのための有効な手段として「海外進出」という選択肢があります。日本企業が海外進出をする理由は様々です。市場開拓やコスト削減、労働力の確保などが挙げられます。

「中小企業白書2009年版」によると、海外進出の最大の理由は、大企業においては「現地における市場開拓・販売促進」、中小企業においては「安い人件費等によるコストダウン生産」となっています。

海外進出で意外と見落としがちな「税金の問題」

海外進出にあたっては、その目的に応じて、進出先や進出形態を検討することになります。社会情勢や市場調査、外資に対する特典や規制、現地に派遣する

社員の選定、社内サポート体制の構築など、多くの検討事項があります。その中で意外と見落とされがちなのが、進出企業にとつて大きなコストとなる「税金」です。

海外への進出形態は、現地企業との合弁や委託加工、駐在員事務所、海外支店および海外子会社(現地法人)などが考えられます。実は、これらの進出形態の違いにより、課される税金も異なります。場合によっては、日本と進出先の両国で税金を課される「二重課税」の問題が生じます。

進出形態による税金の違いとは?

① 駐在員事務所

一般的に駐在員事務所が行える事業内容は、市場調査、情報収集や広報活動などの補助的な活動に限られており、直接的な営業活動を行うことができません。そのため、駐在員事務所では、売上(収益)が発生しないことになり、原則的に、

進出国において利益に対する税金は課されないこととなります。

ただし、進出国において無税というわけではなく、進出する国や地域によって、独自の税金が課されることがあります。このため、事前にどのような税金が課されるのか確認しておくことが重要です。なお、この点については、後述する支店や海外子会社の場合も同じです。

② 支店

支店として扱われる形態には、事務所・事業所、販売所、工場などがあります。支店は駐在員事務所と異なり、原則、現地での支店登記が必要となります。また、事業内容に対する制約も少なく、直接的な営業活動を行うことが可能です。

支店の場合、支店における損益計算が必要となります。利益が生じていれば、その利益に対して課税されることとなります。

さらに、所在地は海外であっても、日本人の支店であることにより、日本でも税金が課されます。こうして、いわゆる「二重課税」の問題が生じることになる

のです。

現地で生じた税金は、日本での申告において、費用とするか、日本の税金から控除するかを選択できます。どちらの方法を選択するかは各企業に委ねられますが、その選択により、不利益が生じることもあるため、現地の状況を含めて慎重な検討が必要です。

また、進出国と日本との間で租税条約を締結している場合、有利な取り扱いを受けられるケースもあります。進出先を選定する際には、租税条約の確認も事前に行うべきです。

③ 海外子会社(現地法人)

日本法人が進出先の国や地域に海外子会社(現地法人)を設立できる場合であれば、営業活動の制約はありません。

海外子会社の場合には、日本法人と別法人であるため、原則として日本法人に課税されることはありません。つまり、二重課税の問題は生じません。海外子会社に関連する税金の問題としては、日本法人が受け取る配当金があります。しかし、日本では一定の要件を満たせば、配当金のほとん



執筆者
千葉 哲範
ちば てつなり

アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス税理士法人
パートナー/公認会計士、税理士

国内系および外資系企業への税務サービス、ベンチャーキャピタルへのアドバイス、ベンチャー企業への株式公開コンサルティングに従事。現在、日本公認会計士協会・租税調査会・国際租税専門部会の委員を務める。クライアントに対して痒いところに手が届くサービスを提供するとともに、事務所運営に関しては優秀なプロフェッショナルを育てる職場として魅力ある組織作りを絶えず心がけている。

アクタスマネジメントサービス株式会社
創業/1989年 社員数/136名
業務内容/税務会計、国際税務、相続税、事業承継、企業再生、企業再編、証券化・流動化、経営指導、経理代行、人事労務コンサルティング、システムコンサルティング、人事労務アウトソーシング
URL / http://www.actus.co.jp
TEL / 03-3224-8888
Mail / info@actus.co.jp

どは課税されないことになっています。

海外子会社のケースでは、税率の低い海外に子会社を設立し、一定の要件を満たす場合に課される「タックスヘイブン対策税制」や日本法人と海外子会社間の取引がある場合、それらの企業間での取引価格に妥当性を求める「移転価格税制」などに該当しない大きなポイントになります。

なお、進出国と日本との間で締結した租税条約がある場合、有利な取り扱いを受け

られる点については、支店と同様です。

日本企業が海外進出を検討する際、税金の問題を後回しにする傾向があるようです。しかし、利益を最大化するためには、税金の問題はもつとも重要な検討項目のひとつと言えるのではないのでしょうか。想定外の課税を受け、せっかくの利益が消えてしまうことがないように、海外進出の前に「税金」について検討することをお勧めします。

進出形態により、税金はこんなに違う!

海外進出の基礎知識

国際税務の視点からポイント解説

日時

2010年7月16日(金)

16時~18時 (受付:15時30分~)

会場

アクタスマネジメントサービス株式会社 セミナールーム
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

定員

料金

先着**30名** 無料

テーマ

海外進出を検討されている企業の皆様へ

海外への進出にあたっては、様々な検討事項があるのをご存知でしたか?

特に海外展開にあたって、進出形態をどうするのが重要なポイントになります。

このセミナーでは、まずは海外進出の入り口となる重要な税のポイントを解説いたします。

税理士ならではの観点から海外進出のキモをお伝えさせていただきます。

1. 海外進出の目的とその形態 ~特徴と有利・不利~

- ① 駐在員事務所 ② 支店 ③ 子会社

2. 恒久的施設 (Permanent Establishment) とは

3. 海外進出に大きな課題! 税の問題をクリアに

- ① 外国子会社からの受取配当金 ② 外国税額控除
- ③ タックスヘイブン税制 ④ 移転価格税制

講師

アクタスマネジメントサービス株式会社 アクタス税理士法人

千葉 哲範 ちば てつなり 三田 善啓 みた よしひろ 福本 直樹 ふくもと なおき

パートナー/公認会計士、税理士 アシスタントマネジャー/税理士 スーパーバイザー/税理士

セミナー実績

「非居住者の源泉税、租税条約届出書、外国税額控除の実務ポイント総点検」「国際課税における改正点と実務上のポイント」「国際税務基本講座」

申込方法

Webサイトからお申込みください

<http://www.actus.co.jp>

セミナーに関するお問い合わせ

Tel: **0120-459-480**

Mail: seminar@actus.co.jp

アクタスマネジメント 検索